



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成25年10月18日発行～

## ワークライフバランス市民公開講座のご案内！

長崎県は平成21年から23年の3年間、労働時間が日本で最も長く、また有給休暇取得率・所得水準は全国最下層のレベルにあります。少子高齢化・大介護時代を迎える中、解決の糸口として注目される「ワークライフバランス(仕事と生活の調和)」の理念を、広く一般市民に伝えるため、ベストセラー「ビッグツリー」の著者・佐々木常夫氏(株式会社佐々木常夫マネージメント・リサーチ代表、株式会社東レ経営研究所特別顧問)を招いて下記のとおり市民公開講座が開催されます。

【日時】 平成25年11月22日(金) 18:30～20:30

【場所】 長崎市チトセピアホール(長崎市千歳町5番1号)

【対象】 一般市民(定員500名)

【内容】 <第一部> 基調講演「私は仕事も家族もあきらめない」

講師：株式会社佐々木常夫マネージメント・リサーチ 代表 佐々木常夫 氏

<第二部> シンポジウム「ワークライフバランスで変わる、医療の未来」

登壇者：佐々木常夫 講師、上五島病院院長 八坂貴宏 氏

長崎大学病院 メディカル・ワークライフバランスセンター長 伊東晶子 氏

司会：KTNテレビ長崎 長岡千夏 アナウンサー

【主催】 長崎大学病院メディカル・ワークライフバランスセンター



詳しくはこちら → <http://nagasaki-ajisai.jp/oshirase/4556>



<問合せ先>

長崎大学病院メディカル・ワークライフバランスセンター

TEL/FAX : 095-819-7979

E-mail : [sanka@nagasaki-ajisai.jp](mailto:sanka@nagasaki-ajisai.jp)

## 労働保険への加入手続きはお済みですか？

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者とその家族の生活と安心のため、労働者を1人でも雇用している事業主は労働保険への加入手続きを行う必要があります。また、加入がお済みでない事業主の方は早めに手続きをお願いします。

労災保険・・・労働者が工作中や通勤途中に負傷したり、病気にかかったりした場合に被災者や遺族の方を保護するために必要な給付。

雇用保険・・・労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定給付を図るために必要な給付。  
労働者の一週間の所定労働時間が20時間以上でかつ雇用見込が31日以上になる場合は加入する必要がある。

<問合せ先>

長崎労働局総務部労働保険徴収室

TEL:095-801-0025

## 「長崎県高齢者・障害者雇用支援のつどい」が開催されます！

優秀勤労障害者の表彰や高齢者の雇用についての講演などにより、事業主をはじめ県民の方々の一層の理解と拠力を求め、障害のある方や高齢の方の雇用機会を増やしていくことを目的として、「**長崎県高齢者・障害者雇用支援のつどい**」が開催されます！是非、ご参加ください！

【日時】 平成25年10月30日(水) 13:30～15:15

【場所】 長崎ブリックホール(長崎市茂里町2-38)

【次第】 (1) 主催者あいさつ

(2) 来賓祝辞

(3) 表彰

① 長崎県知事表彰

・障害者雇用優良事業所 ・優秀勤労障害者  
・優秀勤労障害者

② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞等表彰

・障害者雇用優良事業所 ・優秀勤労障害者  
・高齢者雇用開発コンテスト応募事業所

③ 全国表彰披露

・厚生労働大臣表彰 ・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

(4) 講演

「70歳現役社会の実現を目指して」

講師：福岡県70歳現役応援センター長 南里妙子氏

【主催】 長崎県、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、長崎県中小企業団体中央会

【後援】 長崎労働局・ハローワーク



<問合せ先>

長崎県雇用労政課 労政福祉班

TEL: 095-895-2714

厚生労働省委託事業

## パワーハラスメント対策取組支援セミナーのご案内！

### うちの会社にはパワハラなんてないよ…… 本当にそうでしょうか？

近年、職場内のいじめや嫌がらせなどの相談件数が増加しています。2012年度に厚生労働省が行った「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」では、従業員の約**4人に1人**が、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答しています。

職場のパワーハラスメントは、**職場風土の悪化**、従業員の士気低下による**生産性の低下**や、問題解決までの**時間・労力・コストの負担**など企業にとって大きなマイナス影響を及ぼします。

パワーハラスメント予防・解決に向けて企業全体で取組み、快適な職場環境の実現を目指しましょう！

【日時】 平成25年11月14日(木) 14:00～16:00

【場所】 長崎県建設工業協同組合 大会議室8F (長崎市魚の町3-33)

【対象】 事業主、企業及び労働組合ご担当者など 先着100名

【内容】 ・パワーハラスメントの現状・パワーハラスメントとは？  
・パワーハラスメントを予防・解決するために  
・パワーハラスメント対策への取組を進めるために

【講師】 21世紀職業財団 ハラスメント防止研修エリア講師 高山里美氏

参加費  
無料

↓詳しくはこちらをクリック↓

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/events/view/14>

<問合せ先>

公益財団法人21世紀職業財団

TEL: 035-844-1663 FAX: 035-844-1670

## 長崎県の最低賃金が改正されます！

長崎県の最低賃金が改正され、10月20日(日)から発効します。  
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、**使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない**とする制度です。

長崎県で働くすべての方へ。  
確認しましょう！

# 最低賃金

これまでの最低賃金 653円

長崎県

# 664円

時間額



[発効日] 平成25年10月20日

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



詳しくは、厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎ 095-801-0033  
または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

パソコンで最低賃金がチェックできます！



<http://pc.saiteichingin.info/>

## 中小企業退職金共済制度をご存知ですか？

中小企業退職金制度は、**自力では退職金制度を設けることが難しい中小・零細企業のためにつくられた国の制度**です。退職金制度を取り入れることで、従業員に将来への安心感を与え、仕事への意欲をもたらすことが期待できます。

企業の魅力を高め、優秀な人材を獲得するために「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか。

### 制度のメリット

- 国の制度だから、安心・確実。掛金も一部助成。
- 掛金は全額非課税。手数料もかかりません。
- 社外積立だから管理や運用は手間いらず。
- パートさんや家族従業員も加入できます。

### 退職金額

○掛金月額10,000円の場合……

<10年> 1,265,600円

<20年> 2,666,600円

<30年> 4,213,100円

※金額は法令の改正により変わることがあります。

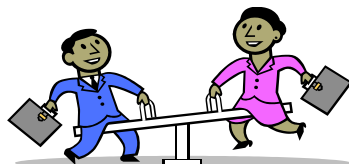
### 加入できる企業

- 一般業種(製造・建築等)・・・常用従業員数300人以下または資本金・出資金3億円以下
- 卸売業・・・常用従業員数100人以下または資本金・出資金1億円以下
- サービス業・・・常用従業員数100人以下または資本金・出資金5千万円以下
- 小売業・・・常用従業員数50人以下または資本金・出資金5千万円以下

制度についての詳しい情報はこちら



<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



<問合せ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL:03-6907-1234 FAX:03-5955-8211